

関西学生ゴルフ連盟競技規程

平成30年1月制定

第1章 総則

第1条 本規程は関西学生ゴルフ連盟の主催する競技会に於いて適用する。
但し本規程は競技会の運営に対する適用を趣旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会（以下 JGA）発行のゴルフ規則アプリによる。

第2条 大会委員は、学生委員に於いて委嘱する。

第3条 競技日程は、学生委員会に於いて決定する。

第2章 競技者

第4条 競技会参加資格は次の通りとする。
本連盟の加盟員でアマチュアたる資格を保有し、且つ本連盟に競技者として登録した者。

第5条 競技会参加資格は次の場合これを失う。

1. JGA からアマチュアたる資格を停止、又は剥奪された者。
2. 本連盟より競技者たる資格を停止、又は剥奪された者。
3. 在籍校より停学その他の処分を受け未だ処分の解除を受けぬ者。
4. 連盟加入初年度より4年を経過した者。
5. 修得単位が1年終了時16単位、2年終了時32単位、3年終了時48単位未満の者。
6. 日本プロゴルフ協会（以下 PGA）のプロテストを受験した者。また、日本および他国の主催する クォファイニングトーナメント（以下 QT）を受験した1年次生と2年次生および3年次生。

但し、以下の者を除く。

- ① 日本ゴルフツアー機構（以下 JGTO）主催の QT を4年次で受験する者。
- ② 日本女子プロゴルフ協会（以下 LPGA）主催の QT 受験の資格を得る為のプロテストを4年次で受験する者。

第6条 競技者の義務を次のように制定する。

1. 本連盟員は、本連盟および日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技をいかなる競技よりも優先しなければならない。
2. エチケット、ルール並びに競技管理上のあらゆる規定を熟知し、且つ厳守すること。
3. 常に学生スポーツマンとして立派な態度を保持し公正な行動をなし、言語を慎むこと。

4. ボールは公認球を使用し、ゴルフ規則アプリ、埋土袋、グリーンフォーク、スコップを常に携帯し、埋土は必ずすること。また、埋土袋には常に砂を入れておくこと。
5. 競技者、キャディ及び応援中の部員のゴルフ場内での喫煙は厳禁。
6. スコアカードの提出は競技委員が確認するまで立ち去らぬこと。
7. 指定練習、競技及び連盟が開催する会議を止むを得ない理由で欠席する場合には欠席届の事前提出をすること。

第7条 参加申込みの方法

1. 参加申込（エントリー）の方法

申込締切期日までに定められた用紙にて申し込むこと。

- ① KSGUのウェブサイト上のエントリー申込み用紙（Excelファイル）をダウンロードの上、記入する。
- ② 競技会名称、団体正式名称、主将氏名、記入者氏名を記入する。
- ③ 選手氏名、学年、（該当競技はシードの有無、指定練習日の参加有無）を記入する。
- ④ 申込締切日までに連盟指定の口座にエントリー代金を振り込みの上、振込明細書を用紙に同封して提出すること。

2. 対抗戦に於ける対戦表の提出方法

当連盟にて定められた用紙にて提出すること。

- ① 選手氏名記入。
- ② 団体正式名称、主将氏名を記入する。
- ③ 申込締切日までに連盟指定の口座にエントリー代金を振り込みの上、振込明細書を用紙に同封して提出すること。

第3章 大会及び競技会

第8条 本連盟主催の競技を分けて対抗戦（団体）及び選手権（個人）とする。なお、競技期間を1月1日から12月31日までとする。ただし、連盟杯においては予選と本選の開催が期を跨ぐことがある。

第9条 競技方法は原則としてマッチプレーもしくはストロークプレー（ともにスクラッチ）に限る。

第10条 関西学生男子春季学校対抗戦

1. 加盟男子校を1部、2部、3部、4部に分ける。
1部は1位から6位までの6校、2部は7位から12位までの6校、3部は13位から18位までの6校、4部は19位から最下位校とする。
2. 3・4部校学校対抗戦の上位2校が2部校戦の出場資格を得る。また、2部校学校対抗戦の1日目で上位6校が2日目に出場できる。2部校学校対抗戦の2日目の順位で2部

の順位が決定し、1日目の7位は3部の1位、8位は3部の2位となる。そして、2日目1位の学校が1部校学校対抗戦の出場資格を得る。

3. 競技方法及び選手数は次のようにする。

① 部、2部、3部、4部はストロークプレーとする。

1部は原則として54ホールズストロークプレーとし、5名中上位4名の合計ストローク数により順位を決定する。2部は54又は36又は18ホールズストロークプレーで、5名中上位4名の合計ストローク数により順位を決定する。

3・4部は36又は18ホールズストロークプレーで、4名中上位3名の合計ストローク数により順位を決定する。合計ストローク数の相等しき場合には、5番目の合計ストローク数により、更に相等しき場合には4、3、2、1番目の順に合計ストローク数の少ない学校を上位とする。

② 選手登録は1部7名、2部7名、3部と4部は6名とする。1部は午前、午後の選手交代を認める。

③ 最優秀選手は、全試合に出場し且つ合計ストローク数が一番少ない選手とする。

④ 合計ストローク数の相等しき場合には、5番目の合計ストローク数により、順位を決定するが5人目の選手登録がない場合、5人目の選手が出場している学校を上位とする。

4. 新年度春季学校対抗戦は前年度の順位が継続される。

5. 全国大学ゴルフ対抗戦出場資格は1部校学校対抗戦上位校で、日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

第11条 関西学生男子秋季学校対抗戦

1. 加盟校1部、2部、3部、4部に分けて行う。

2. 競技方法及び選手数は次のようにする。

① 1部はマッチプレーで行い、午前シングルス、午後ダブルス(フォアボール・マッチプレー)とする。それぞれの勝利校に勝ち点3点、引き分け1点とし、勝点の多い学校を上位とする。但し、勝点相等しき場合はポイント数の合計の多い学校を上位とし、またポイント数相等しき場合は、全試合のアップ数の合計の多い学校を上位とし、またアップ数相等しき場合には残りホールの多い学校を上位とする。

尚、春期学校対抗戦の上位校を上位とする。

② 1部の選手登録は12名までとする。

・ 1部の午前、午後の選手交代を認める。

・ 1部の最優秀選手は、全試合出場し且つシングルス・ダブルスの勝利数が一番多い選手とする。

③ 1部のシングルスで勝利すれば1ポイント獲得することができ、ダブルスで勝利すれば2ポイント獲得することができ、獲得ポイントの合計の多い学校を勝利とする。引き分けの場合はそれぞれ半分のポイントを得る。

- ④ 2部以降の試合方法は春季学校対抗戦と同じとする。但し2部の2日目1位の学校が、1部校6位の学校との1・2部校入れ替え戦の出場資格を得る。
- 3. 入れ替え戦
 - ① 1部、2部入替戦の競技方法は1部の形式による。尚、引き分けの場合は1部、2部の入替は行わない。
 - ② 選手登録は10名までとする。
- 4. 常陸宮杯争奪全日本大学ゴルフ選手権競技の出場資格は1部リーグ上位校で、日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

第12条 関西学生女子学校対抗戦

- 1. 加盟校を1部、2部各部に分ける。
 - 1部は1位から6位までの6校、2部は7位以降とする。
- 2. 毎年2回春秋に行う。
- 3. 競技方法及び選手数は次のようにする。
 - ① 1部は原則として、1日18ホールズ2日間トータル36ホールズストロークプレーとし、5名中上位4名の合計ストローク数により順位を決定する。1日目上位6位までの学校が2日目に進むことができる。
但し、合計ストローク数の相等しき場合には、5番目の合計ストローク数により、更に相等しき場合には4、3、2、1番目の順にそれぞれ合計ストローク数の少ない学校を上位とする。但し試合は2部、1部の順に行われ入替戦を兼ねる。また、2部の試合で1位・2位となった学校は、その後にある1部の試合の出場権を得る。
 - ② 2部は、原則として18ホールズストロークプレーとし、4名中上位3名の合計ストローク数により順位を決定する。但し、合計ストローク数の相等しき場合には、1部形式で順位を決定する。
 - ③ 登録選手は7名とする。
 - ④ 最優秀選手は、全試合に出場し且つ合計ストローク数が一番少ない選手とする。
- 4. 全国女子大学ゴルフ対抗戦の出場資格は、春季1部校学校対抗戦上位校で日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。
- 5. 常陸宮妃杯争奪日本女子大学ゴルフ選手権競技の出場資格は、秋季1部上位校で日本学生ゴルフ連盟の定めた校数とする。

第13条 関西学生男子連盟杯

- 1. 毎年1回春季に行う。
- 2. 3日間54ホールズストロークプレーとし、予選を経た65位タイの選手と本選シード選手によって本戦を行う。
- 3. 10位までの選手は関西学生ゴルフ選手権本選の出場資格を得る。
- 4. 優勝者は次年度の関西学生男子連盟杯本選の出場資格を得る。

第14条 関西学生ゴルフ選手権 [関西ゴルフ連盟（以下KGU）主催]

1. 毎年1回日本学生ゴルフ選手権以前に行う。
2. 本戦の試合方法はKGUの指示に従い、選考を経た96名の選手によって本戦を行う。（本戦シード選手を含む）
3. 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、220名内外の選手によって行う。

第15条 関西学生男子会長杯

1. 毎年1回秋季に行う。
2. 3日間54ホールズストロークプレーとし、選考を経た50位タイの選手と本選シード選手によって本戦を行う。
3. 8月の年間ポイントランキング上位20名並びに月例ポイントランキング上位5名の選手が本戦シードの出場資格を得る。
4. 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、200名内外の選手によって行う。
5. 上位5名は来年度の関西学生ゴルフ選手権の出場資格を得る。（次年度の出場資格がない者は除く）

第16条 関西学生男子新人戦

1. 毎年3回春季、夏季、秋季に行う。
2. 当連盟登録3年目迄で且つ関西学生男子新人戦を除く関西学生ゴルフ連盟主催競技の本戦出場選手以外の選手によって行う。（関西学生ゴルフ選手権を含む）
3. 18ホールズストロークプレーとし、140名内外の選手によって行う。決勝ラウンドは原則として18ホールズストロークプレーとする。
4. 春の優勝者は本年度関西学生ゴルフ選手権の出場資格を得、5位迄の選手は本年度関西学生ゴルフ選手権予選の出場資格を得る。
夏の優勝者は本年度関西学生男子会長杯の出場資格を得、5位までの選手は本年度関西学生男子会長杯予選の出場資格を得る。
秋の優勝者は次年度関西学生男子連盟杯の出場資格を得、5位迄の選手は次年度関西学生男子連盟杯予選の出場資格を得る。

第17条 マンスリー（関西学生男子月例杯）

1. 毎年5回行う。
2. 18ホールズストロークプレーとし、各試合それぞれ60名内外の選手によって行う。
3. 各月例杯の、月例ポイントランキングにおいて、競技委員長が定めた人数（有資格者を含む）が月例大会の出場資格を得る。（8月の月例杯終了時点で発表する）
4. 第1回～4回の月例ポイントランキング上位5名は関西学生会長杯の出場資格を得る。

第18条 グランドマンスリー（関西学生男子月例大会）

1. 18ホールズストロークプレーとし、60名内外の選手によって行う。
2. 各関西学生男子月例杯の上位3位までの選手は出場資格を得る。
3. 委員会の定めた、第1回～5回の月例ポイントランキングにより出場資格を決定する。
4. 月例大会の上位3名は次年度関西学生男子連盟杯の出場資格を得、上位5名まで次年度関西学生男子連盟杯予選の出場資格を得る
5. 月例大会の上位者が4年生であった場合、出場資格の繰り下げを行う。

第19条 関西学生女子連盟杯

1. 毎年1回春季に行う。
2. 2日間36ホールズストロークプレーとし、予選を経た45位タイの選手と本選シード選手によって本選を行う。
3. 3位までの選手は関西女子学生ゴルフ選手権本選の出場資格を得る。
4. 優勝者は次年度の関西学生女子連盟杯本選の出場資格を得る。

第20条 関西女子学生ゴルフ選手権(KGU 主催)

1. 毎年1回日本女子学生ゴルフ選手権以前に行う。
2. 本戦の試合方法はKGUの指示に従い、選考を経た48名の選手によって本戦を行う。
(本戦シード選手を含む)
3. 予選は原則として18ホールズストロークプレーとし、150名内外の選手によって行う。

第21条 関西学生女子会長杯

1. 毎年1回秋季に行う。
2. 2日間36ホールズストロークプレーとし、選考を経た25位タイの選手と本選シード選手によって行う。
3. 会長杯までの年間ポイントランキング上位15名並びに月例ポイントランキング上位3名は、本選シードを獲得する。
4. 予選は原則として18ホールズストロークプレーとする。

第22条 関西学生女子新人戦

1. 毎年春季、夏季、秋季に行う。
2. 18ホールズストロークプレーとし、90名内外の選手によって行う。
3. 当連盟登録3年目迄で且つ関西学生女子新人戦を除く関西学生ゴルフ連盟主催競技の本戦出場選手以外の選手によって行う。（関西女子学生ゴルフ選手権を含む）
4. 春の優勝者は本年度関西女子学生ゴルフ選手権の出場資格を得、5位までの選手は本年度関西女子学生ゴルフ選手権予選の出場資格を得る。
5. 夏の優勝者は本年度関西女子学生会長杯の出場資格を得、5位までの選手は本年度関西学生女子会長杯予選の出場資格を得る。

6. 秋の優勝者は次年度関西学生女子連盟杯の出場資格を得、3位までの選手は次年度関西学生女子連盟杯予選の出場資格を得る。

第23条 マンスリー（関西学生女子月例杯）

1. 毎年5回行う。
2. 18ホールズストロークプレーとし、各試合それぞれ50名内外の選手によって行う。
3. 各月例杯の上位2名が月例大会の出場資格を得、月例ポイントランキングの上位30名が月例大会の出場資格を得る。
4. 第1回～4回の月例ポイントランキング上位5名は関西学生女子会長杯の出場資格を得る。
5. 各月例杯の、月例ポイントランキングにおいて、競技委員長が定めた人数（有資格者を含む）が月例大会の出場資格を得る。（8月の月例杯終了時点で発表する）

第24条 グランドマンスリー（関西学生女子月例大会）

1. 18ホールズストロークプレーとする。
2. 関西学生女子月例ポイントランキング上位30位以内の選手、かつ100ストローク未満の選手が出場資格を得る。
3. 月例大会上位2名は次年度関西学生女子連盟杯の出場資格を得、上位3名は次年度関西学生女子連盟杯予選の出場資格を得る。
4. 月例大会の上位者が4年生であった場合、出場資格の繰り下げを行う。

第25条 ポイント

ポイントを付与する試合および配分方法は、シード方法の欄に別に定める。

第26条 監督・コーチのコース内立ち入りについて

1. 競技委員会が許可を出した試合に限り、監督・コーチの立ち入りを許可する。
2. 監督・コーチのコース内立ち入り及びアドバイスについて団体競技において、各チームは競技委員会の許可を得て、連盟に登録されている監督、コーチのいずれか2名を選任し、そのうち1名はコース内に立ち入りアドバイスさせることができる。残りの1名はコース内に立ち入ることのみ許可する。
3. 監督・コーチの選任が不可能な場合は、前日のアピアまでに競技委員会の許可を得て、当該学校の関係者を1名コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。

第27条 キャディの使用について

1. 関西学生男子1、2、3、4部校学校対抗戦及び、関西女子学生1・2部校学校対抗戦において選手1人につき1名帯同キャディをつけることができる。
2. キャディを行うことができるのは、連盟員登録をしている学生に限る。
3. キャディはラウンド前に学連に連盟員証を預けなければならない。
4. キャディのラウンド途中の交代は認めない。

第28条 悪天候時の対応について

1. 関西学生春季学校対抗戦において、悪天候により競技が短縮になった場合、1ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。なお1、2部校学校対抗戦では5名中3名以上が1ラウンド以上経過した段階で競技を成立とし、3、4、5部校学校対抗戦では4名中2名以上が1ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。また競技が成立しなかった場合は、本対抗戦開催前の順位を優先する。
2. 関西学生女子学校対抗戦において、悪天候により競技が短縮になった場合、1ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。なお1部校学校対抗戦では5人中3人以上が1ラウンド以上経過した段階で競技を成立とし、2部校学校対抗戦では4人中2人以上が1ラウンド以上経過した段階で競技を成立とする。また競技が成立しなかった場合は、本対抗戦開催前の順位を優先する。
3. 関西学生秋季1部校学校対抗戦において、悪天候により競技が短縮になった場合の対応を以下に明記する。
 - ① 当日の対戦において、シングルの対戦を優先する。
 - ② シングルス4組以上が10ホール以上消化した段階で勝敗を決することができる。その時のアップ数により勝敗を決する。
 - ③ ダブルスも2組以上が10ホール以上消化した場合、その時のアップ数により勝敗を決する。10ホール以上の消化が2組に満たなかった場合、シングルのポイントのみで勝敗を決する。
 - ④ ある対戦は勝敗を決することができ、ある対戦は勝敗を決することができない場合も勝敗を決した大学はポイントを獲得でき、決しない大学はポイントなしとする。
 - ⑤ 悪天候時で、当日の対戦が中止となった場合、全大学ポイントなしとする。
 - ⑥ 最終結果にタイが生じた場合は、本対抗戦開催前の順位を優先する。
 - ⑦ シングルスのみであればシングルの結果で勝敗を決する。

第29条 罰則

1. 指定練習日は該当競技開催日として扱う。ただし、指定練習日のスタート遅刻者は該当競技失格とならないが、原則としてラウンドできない。
2. 失格・出場停止・期限
 - イ) 競技開催日の無断欠席者は競技失格者として6ヶ月間出場停止とし、指定練習日の無断欠席者は3ヶ月間出場停止とする。
 - ロ) スタート時刻遅刻者、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則アプリ不携帯者は当該競技のみ失格とする。
 - ハ) 競技会場において、喫煙した者は6ヶ月間の出場停止とする。
 - ニ) 学生ゴルファーとして不名誉な行為を行った者およびクラブは、学生委員会の会議を経て譴責、または期限付き出場停止、もしくは除名とする。
 - ホ) その他、競技委員が協議して、競技継続および参加不相当と認めた者は競技失格者として期限付き出場停止とする。
 - ヘ) 出場停止の他、処分の決定は委員長が最終決定を行う。

3. 服装

服装規定は別にこれを定める。

4. 各競技で失格した者は、本連盟主催・後援競技においてのシード権を剥奪される。但し、遅刻、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則アプリおよび連盟員証不携帯者を除く。
5. 日本学生ゴルフ連盟主催・後援競技における失格者に対して、本連盟もその処置をもって失格者とする。

第 30 条 本規程の改正

本規程の改正は学生委員会の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(施行)

平成 30 年 1 月制定

令和 3 年 7 月改訂

令和 4 年 3 月改訂

令和 5 年 6 月改正

令和 6 年 2 月改訂

関西学生ゴルフ連盟